

中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領

1. 目的

本運営要領は、中国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年7月26日付け）（以下、「委員会規則」という。）第5条に基づき、中国地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

（1）会議の開催

会議の開催は、中国地方整備局長の要請により委員長が召集する。

（2）会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

（3）外部からの意見聴取

委員会は、必要に応じて外部から意見を聞くことができる。

①意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

②意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

（4）会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

（5）会議の記録

事務局は、会議の議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

（6）意見具申

委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要があると判断した場合は、中国地方整備局長に対して意見具申を行う。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

（1）会議の公開

会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができます。

（2）会議に提出した資料等の公表

会議に提出した資料及び議事要旨について公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

（3）公表の時期

会議に提出した資料及び議事要旨の公表は、会議終了後速やかに行う。

（4）公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成13年7月27日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「中国地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月22日、平成11年12月21日（一部改正））」及び「運輸省第三港湾建設局港湾・海岸・空港関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月1日）」及び「運輸省第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月5日）」は廃止する。

附 則

改正後の運営要領は、平成16年10月18日から施行する。